

市民の声

(平成27年度広聴年報)

岡山市市長公室

広報広聴課

目 次

	ページ
第1章 広聴事業の概要	・・・ 1
第2章 市民の声	
1 広報広聴課受付分	
(1) 陳情・要望等文書	・・・ 4
(2) 電話・Eメール等	・・・ 9
2 担当課受付分（文書要望等）※区役所を除く	・・・ 13
3 区役所受付分（文書要望）	・・・ 16
第3章 市長と大盛トーク	・・・ 18
第4章 パブリックコメント	・・・ 21
第5章 区民相談	・・・ 23
第6章 法律相談	・・・ 24
第7章 参考資料	
・岡山市広聴主任者設置規則	・・・ 25
・岡山市パブリックコメント手続実施要綱	・・・ 28
・広聴機構の沿革	・・・ 32

第1章 広聴事業の概要

1 事業内容

本市では、市民の声（市民の意見や提案等）を市政運営に生かしていくため、次のような広聴業務と相談業務を実施している。

広聴業務

- 個別広聴：市民の声（文書、電話、電子メール、面談、FAX等）
- 集会広聴：市長と大盛トーク
- 課題広聴：パブリックコメント

相談業務

- 区民相談
- 法律相談

広聴業務

（1）市民の声

- ① 広報広聴課で受けた要望・意見等
- ② 担当課で直接受けた要望・意見等

（2）市長と大盛トーク

市民と市長が膝を交えて語り合いながら、地域づくりなどについて意見交換を行う。

（3）パブリックコメント

市民参加の代表的な手続で、行政機関が一定の政策などを策定しようとするときに、政策などの趣旨、目的、内容など広く市民に公表し、これに対する市民からの意見の提出を受け、市民から提出された意見とこれに対する行政機関の考え方を公表するもの。

広く市民などの市政への積極的な参加の機会を確保し、多様な意見を反映させた政策形成を行うとともに、市政の運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として実施している。

相談業務

(1) 区民相談

市政全般にわたる行政相談や市民の日常生活における困りごとに関する相談を受け、問題の早期解決を図るための教示・助言、あるいは担当課の紹介などを行っている。

各区役所の相談員が、電話相談や窓口相談に対応する。

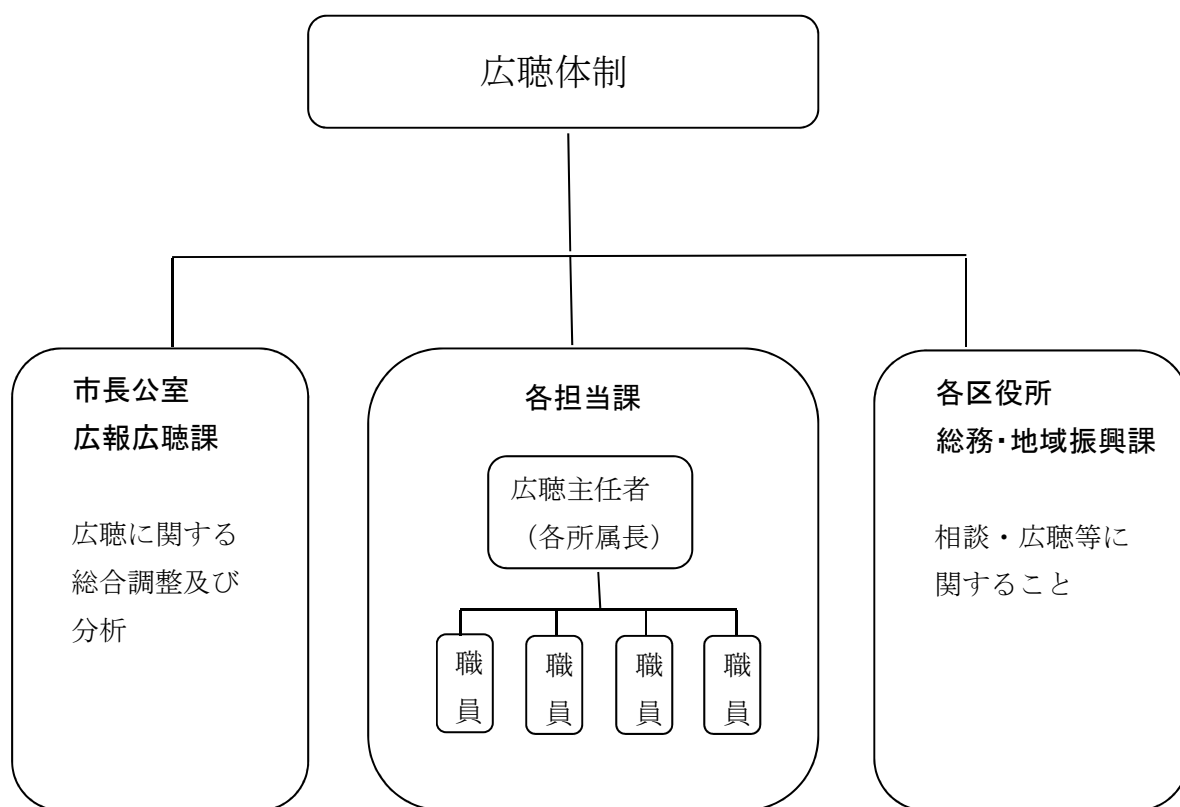
(2) 法律相談

市民の日常生活における法律問題や民間の争いなどの相談について、岡山弁護士会派遣の弁護士が、専門的立場からその解決のための助言を行う。対象は、岡山市に在住の方で、予約が必要である。

2 体制

広聴業務を日常的に行うのは一人ひとりの職員であり、広聴担当部署だけではなく、それぞれが担当する業務の中で職員一人ひとりが市民の声を真摯に聴き、市政に反映していくものであるという意識を持つことが重要である。

各所属には、市民の要望、意見、苦情、相談などに速やかに対応し、市民サービスの向上を図るため広聴主任者（各所属長）を置くこととしている（「岡山市広聴主任者設置規則」）。広聴主任者は、所属職員を指揮して広聴事務にあたり、市民の市政に対する理解と信頼の確保に努める任務がある。



第2章 市民の声

1 広報広聴課受付分

(1) 陳情・要望等文書

文書で岡山市に提出された陳情・要望等を集計。

ア 受付件数

<受付件数>

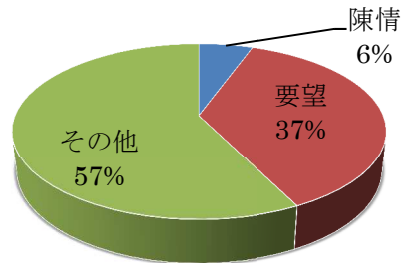
区分 \ 年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
受付件数	252	281	187	119	164
施策別件数	813	708	481	391	526

※「施策別件数」：受理した文書が複数の課にわたる場合、関係する課の数を件数としてカウント

イ 平成27年度受付区分別集計

<受付種類別>

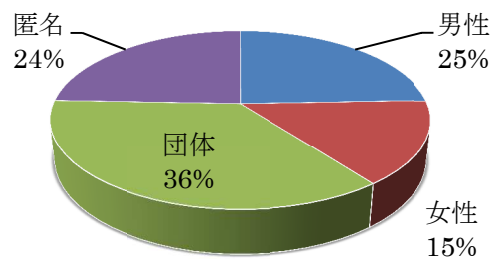
陳情	9
要望	60
その他	95
計	164



※「陳情」：市長若しくは副市長に団体等が直接要望書を手渡したものの

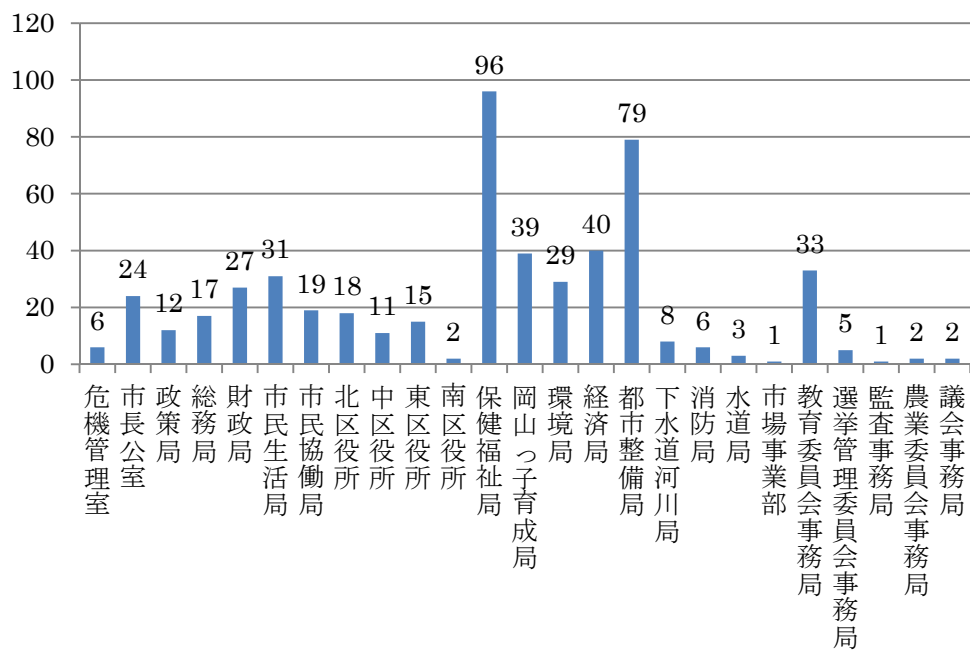
<申出人別>

男性	40
女性	25
団体	59
匿名	40
計	164



ウ 平成27年度局室区別集計

局室区 区分	施策別 件数	内容			申出人			
		陳情	要望	その他	男	女	団体	匿名
危機管理室	6	4	2				6	
市長公室	24	2	1	21	5	8	4	7
政策局	12	4	3	5		1	10	1
総務局	17	12	3	2			17	
財政局	27	10	8	9	7	1	19	
市民生活局	31	10	14	7	2	3	19	7
市民協働局	19	8	5	6	3		15	1
北区役所	18	1	8	9	4	2	6	6
中区役所	11	1	4	6	3	1	5	2
東区役所	15		3	12	10		3	2
南区役所	2	1	1		1		1	
保健福祉局	96	32	43	21	13	6	76	1
岡山っ子育て局	39	22	14	3	1	2	36	
環境局	29	8	8	13	8		18	3
経済局	40	14	15	11	7		31	2
都市整備局	79	24	28	27	13	2	49	15
下水道河川局	8	5	1	2	2		6	
会計管理室	0							
消防局	6	3	1	2	1		4	1
水道局	3	3					3	
市場事業部	1	1					1	
教育委員会事務局	33	7	17	9	5	2	26	
選挙管理委員会事務局	5	4	1				5	
人事委員会事務局	0							
監査事務局	1	1					1	
農業委員会事務局	2	1	1				2	
議会事務局	2		1	1			2	
合計	526	178	182	166	85	28	365	48



エ 平成27年度局室区別 陳情・要望等の主な内容

局室区	施策別件数	主な内容
危機管理室	6	・防災対策
市長公室	24	・市政への意見 ・広報広聴機能の充実
政策局	12	・地方創生
総務局	17	・マイナンバー ・人員配置と機構改革
財政局	27	・市有施設 ・滞納による差押え
市民生活局	31	・市民会館の移転 ・斎場の設置 ・岡山マラソン
市民協働局	19	・女性の就労支援 ・移住・定住の促進
北区役所	18	・道路整備 ・公園のトイレ
中区役所	11	・道路整備 ・農業用水の整備
東区役所	15	・道路整備
南区役所	2	・道路整備 ・用水のゴミ対策
保健福祉局	96	・地域医療の推進 ・こども医療費の無料化 ・がん予防
岡山っ子育成局	39	・認定こども園の見直し ・育休退園基準の見直し
環境局	29	・ごみ収集ステーション ・合併処理浄化槽
経済局	40	・岡山城への案内板設置 ・商店街の活性化 ・鳥獣被害 ・企業立地による地域活性化

局室区	施策別件数	主な内容
都市整備局	79	<ul style="list-style-type: none"> ・路面電車の岡山駅乗り入れ ・駐輪場の整備 ・市営住宅 ・水路への転倒防止柵
下水道河川局	8	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水洪水対策 ・斜面崩壊防止
消防局	6	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用火災警報器の設置
水道局	3	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道未普及地域の対策
市場事業部	1	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な食料供給と市場活性化
教育委員会事務局	33	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の環境整備（エアコン、洋式トイレの設置） ・図書館整備 ・障がい児への支援
選挙管理委員会事務局	5	<ul style="list-style-type: none"> ・投票しやすい環境整備
監査事務局	1	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な監査の実施
農業委員会事務局	2	<ul style="list-style-type: none"> ・農地転用
議会事務局	2	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費
合 計	526	

(2) 電話・Eメール等

岡山市へ電話・Eメール等で提出された意見・要望等（文書で提出されたものを除く）を集計。

ア 平成27年度受付件数

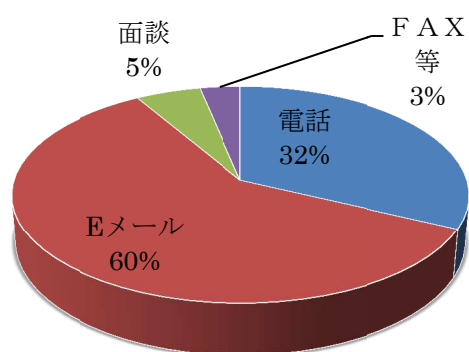
受付件数	554
施策別件数	674

※「施策別件数」：受理した文書が複数の課にわたる場合、関係する課の数を件数としてカウント

イ 平成27年受付区分別集計

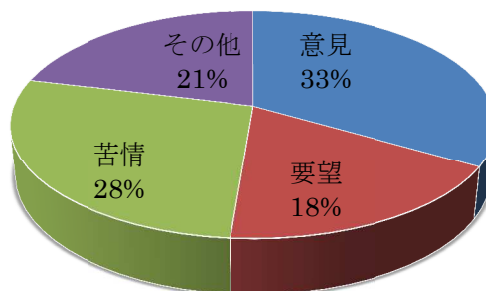
<受付方法別>

電話	178
Eメール	329
面談	29
FAX等	18
計	554



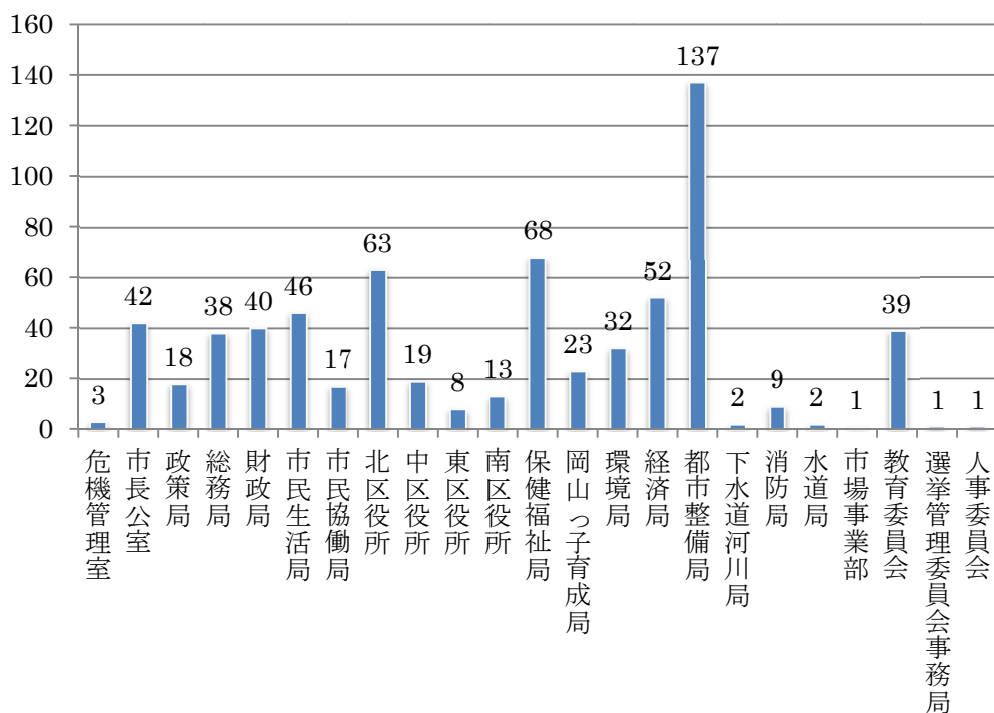
<受付種類別>

意見	185
要望	99
苦情	153
その他	117
計	554



ウ 平成27年度局室区別集計

局室区	施策別件数	局室区	施策別件数
危機管理室	3	経済局	52
市長公室	42	都市整備局	137
政策局	18	下水道河川局	2
総務局	38	会計管理室	0
財政局	40	消防局	9
市民生活局	46	水道局	2
市民協働局	17	市場事業部	1
北区役所	63	教育委員会事務局	39
中区役所	19	選挙管理委員会事務局	1
東区役所	8	人事委員会事務局	1
南区役所	13	監査事務局	0
保健福祉局	68	農業委員会事務局	0
岡山っ子育成局	23	議会事務局	0
環境局	32	計	674



エ 意見・要望等の主な内容

局室区	施策別 件数	主な内容
危機管理室	3	・防災対策
市長公室	42	・おかやまのPR ・岡山市ホームページ
政策局	18	・地方創生会議 ・操車場跡地の再開発 ・まちなかの回遊性向上
総務局	38	・マイナンバー ・職員の対応
財政局	40	・市税等の納付 ・所得証明 ・ふるさと納税
市民生活局	46	・おかやまマラソン ・新市民会館建設 ・交通安全
市民協働局	17	・移住定住対策
北区役所	63	・道路整備等 ・公園管理
中区役所	19	・公園管理 ・庁舎建て替え
東区役所	8	・東区の整備
南区役所	13	・歩道の整備
保健福祉局	68	・福祉事務所 ・子供の医療費補助制度 ・野良犬等の対応

局室区	施策別 件数	主な内容
岡山っ子育成局	2 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園入園等 ・ 子育て支援
環境局	3 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ収集 ・ 路上喫煙防止
経済局	5 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街の活性化 ・ 岡山城の管理等 ・ 用水路の事故
都市整備局	1 3 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路面電車の駅前乗入れ、路線延伸 ・ 用水路の事故 ・ 空家対策
下水道河川局	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道整備
消防局	9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急対応
水道局	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽水道管の交換
市場事業部	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場内事業者
教育委員会	3 9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の耐震化 ・ 学習支援 ・ 図書館整備
市選挙管理委員会	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙制度
人事委員会	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員採用試験
計	6 7 4	

2 担当課受付分（要望等文書）※区役所を除く

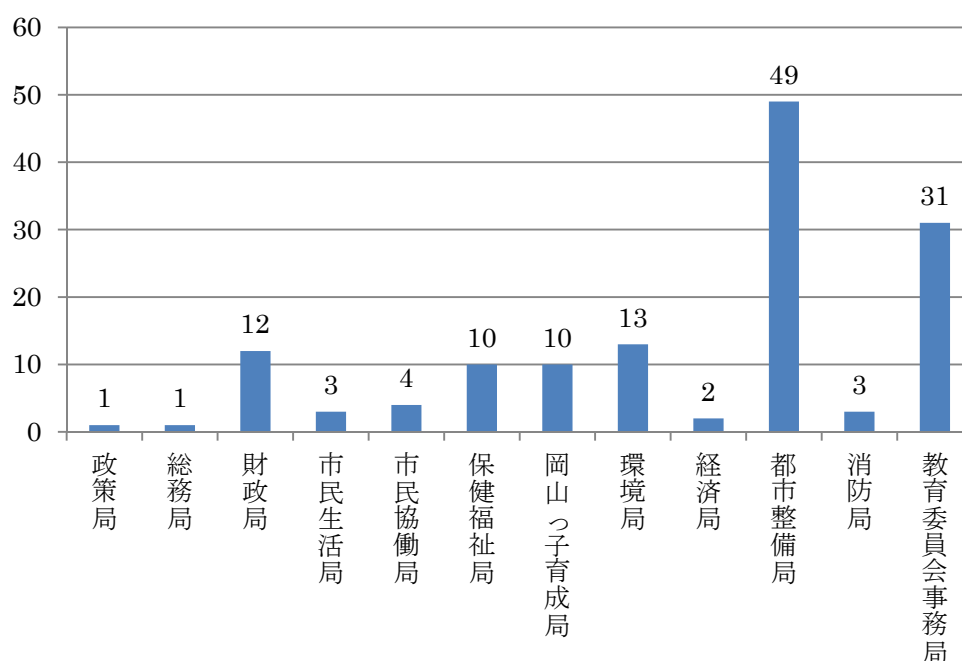
各担当課が直接受付したもののうち、文書で提出された市の施策に対する要望等を集計。

（単なる問い合わせ、町内会長等から提出された道路等の修繕要望といった申請的な文書は除く。）

（1）平成27年度受付件数 139件

（2）平成27年度局室別集計

局室	受付件数	局室	受付件数
政策局	1	岡山っ子育成局	10
総務局	1	環境局	13
財政局	12	経済局	2
市民生活局	3	都市整備局	49
市民協働局	4	消防局	3
保健福祉局	10	教育委員会事務局	31
		計	139



(3) 要望等の主な内容

局室	件数	主な内容
政策局	1	・まちづくりへの提言
総務局	1	・不祥事撲滅に向けた職員研修の実施
財政局	1 2	・旧岡山市立大井小学校跡地の地域活性化拠点としての整備活用 ・入札契約制度改正、分離発注
市民生活局	3	・高松土地改良区の執務室使用 ・上道公民館と上道地域センターの建替整備 ・新しい文化芸術施設の整備候補地
市民協働局	4	・可知コミュニティハウスの増築 ・ユネスコ国際機関誘致に係る市長への面会
保健福祉局	1 0	・岡山空襲展示室の現状及び活用案 ・戦災ガイドマップ作成 ・医療費助成制度の拡大 ・後期高齢者医療の申請方法 ・森永ひ素ミルク中毒被害者の保健・福祉等に関する行政協力 ・日常生活用具等の追加 ・手話言語条例の制定
岡山っ子育成局	1 0	・放課後児童クラブの運営 ・児童館の建替え、運営等 ・教育・保育の施設整備、施策充実
環境局	1 3	・職員の対応等 ・野焼き行為への改善要望等 ・浅越スポーツパークのパークゴルフ場コース等の改善 ・ごみ処理施設の土曜開場及び年末開場 ・岡南環境センターへの搬入車両の受け入れ ・三手最終処分場の跡地利用の件
経済局	2	・岡山県部会会員の一層の活用 ・鼓山の管理の支援

局室	件数	主な内容
都市整備局	49	<ul style="list-style-type: none"> ・路面電車岡山駅前広場乗り入れについての要望 ・妹尾御津線の延長並びにこれに接続する道路整備 ・国道180号・総社一宮バイパス工事の早期着工 ・都市計画道路箕島矢部線下庄跨線橋の拡幅
消防局	3	<ul style="list-style-type: none"> ・消防水利等に関する設置・撤去
教育委員会事務局	31	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書採択に関する要望 ・安全安心な「学校給食」の提供と「食育」の推進の申し入れ ・図書館の設備についての要望
合計	139	

3 区役所受付分（文書要望）

平成27年度中に区役所が文書により受理した業務に関する要望を集計。
※要望書の要望件数ごとにカウント（原則1文書の中に複数の要望があれば、複数カウント）

○北区役所

課名	受付件数
総務・地域振興課	14
農林水産振興課	90
建設課	8
維持管理課	209
土木農林分室	635
御津支所	223
建部支所	138
合計	1,317

○中区役所

課名	受付件数
総務・地域振興課	2
農林水産振興課	291
建設課	6
維持管理課	348
合計	647

○東区役所

課名	受付件数
総務・地域振興課	6
農林水産振興課	134
建設課	16
維持管理課	292
古都市民サービスセンター	2
瀬戸支所	90
合計	540

○南区役所

課名	受付件数
総務・地域振興課	3
農林水産振興課	69
建設課	12
維持管理課	288
灘崎支所	100
合 計	472

第3章 市長と大盛トーク

1 目的・方法

市長が市民と直接意見交換を行うことにより、市民の方々に市政をより身近に感じていただくとともに、市政に関する様々な「市民の声」を聴いて、市政運営の参考とするため、平成25年度から実施。

方法としては、

(1) 「地域振興」をテーマに、2中学校区単位で、地域ごとに開催。

参加者：地域の公職にある方及び公募の方

(2) 市の重点施策等からテーマを決め、若い世代、女性や様々な業種・分野の方々等の参加を得て開催。

2 開催実績

	25年度	26年度	27年度
開催回数	5回	11回	7回
参加延人数	80名	163名	103名

3 平成27年度開催概要

開催年月日	平成27年5月19日
テーマ	地域の特性を踏まえ、5年度、10年度を見据えた中・長期的なまちづくり
参加者	陵南・吉備中学校区15名
開催場所	御南西公民館
主な意見	<ul style="list-style-type: none">・指定避難場所について看板等の設置による周知について・小型バス路線の充実について・ICT教育の充実・活用について・児童クラブ指導員の待遇改善について

開催年月日	平成27年7月6日
テーマ	いつまでも住みたい町岡山を目指して ～ノートルダム清心女子大学生からの提案～
参加者	ノートルダム清心女子大学学生 14名
開催場所	ノートルダム清心女子大学
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・地域主導での避難訓練の実施や、子どもに楽しんで参加してもらえる工夫について ・ふるさと納税の働きかけ方について ・ももちゃり利用の分かりやすさや、利用ポイント制の導入について ・週1回のファミリーデー導入について

開催年月日	平成27年8月21日
テーマ	地域の特性を踏まえ、5年度、10年度を見据えた中・長期的なまちづくり
参加者	福浜・福南中学校区14名
開催場所	福島コミュニティハウス
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティハウス・公民館の改修・改築について ・子供会の存続や活性化について ・こども園の設置について ・南区役所への消防署の設置について

開催年月日	平成27年10月23日
テーマ	地域の特性を踏まえ、5年度、10年度を見据えた中・長期的なまちづくり
参加者	高松・足守中学校区19名
開催場所	高松公民館
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・高松城址や造山古墳あたりなどの文化ゾーンのまちづくりについて ・子どもたちの遊び場の整備について ・吉備線のLR T化について ・学校給食への地元食材の取り入れについて

開催年月日	平成27年11月5日
テーマ	多文化共生のまちづくり
参加者	岡山市外国人市民会議委員と市内の大学に留学している外国人学生 9名
開催場所	岡山市役所
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・おかやまの福祉や医療といった資源の海外へのアピールについて ・海外都市での特産品等展示会開催などのPRについて ・公民館での外国人の相談会や交流について ・観光地パンフレットの多言語対応について

開催年月日	平成28年1月19日
テーマ	地域の特性を踏まえ、5年度、10年度を見据えた中・長期的なまちづくり
参加者	操南・富山中学校区13名
開催場所	富山公民館
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の改善について ・浸水対策について ・操山の里山機能の再生や公園づくりについて ・地域の見守り活動等について

開催年月日	平成28年3月18日
テーマ	地域の特性を踏まえ、5年度、10年度を見据えた中・長期的なまちづくり
参加者	京山・岡北中学校区19名
開催場所	北公民館
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育や乳児保育園など保育の充実について ・観光ボランティアと行政との連携について ・子供の貧困や格差の問題について ・路面電車の駅前乗り入れや延伸について

第4章 パブリックコメント

1 実施件数

	25年度	26年度	27年度
実施件数	14	20	13

2 平成27年度実施状況

件名	意見提出者数	意見件数	原案の修正	担当課
騒音規制法等に係る関係告示及び規則の一部改正（案）に対する意見募集について	0	0	0	環境保全課
『岡山市協働のまちづくり条例』改正にむけた市の基本的な考え方に関するパブリックコメントの実施について	14	20	0	市民協働企画 総務課
岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（案）の概要に関するパブリックコメントの実施について	4	5	0	行政事務管理 課
岡山市空家等の適正管理の促進に関する条例案（骨子）に対するパブリックコメントの実施について	3	6	0	住宅課
パブリックコメントの実施について（操車場 健康・医療・福祉 施設導入方針）	171	310	0	医療政策推進 課
岡山市長期構想（仮称）の素案へのご意見（パブリックコメント）募集について	50	157	3	総合計画課
岡山市債権管理条例（案）に対するパブリックコメントの実施について	1	1	0	財政課

件 名	意見提出者数	意見件数	原案の修正	担 当 課
新しい文化芸術施設の整備に関する基本計画（骨子案）への意見募集について	295	181	0	文化振興課
岡山市耐震改修促進計画の見直し（案）の概要に対するパブリックコメントの実施について	0	0	0	建築指導課
岡山市空家等対策計画（案）に対するパブリックコメントの実施について	2	3	0	建築指導課
岡山市理容所及び美容所における衛生管理に係る行政指導指針案への意見募集（パブリックコメント）の実施について	3	15	2	保健管理課
平成28年度岡山市食品衛生監視指導計画案に係るパブリックコメントの実施について	0	0	0	保健管理課
岡山市介護予防・日常生活支援総合事業（事業実施に関する指針）策定にかかるパブリックコメントの実施について	15	32	0	地域包括ケア推進課
合 計	558	730	5	

第5章 区民相談

各区役所総務・地域振興課で区民相談を実施。

1 相談件数

内容 \ 年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
相 続	148	186	136	119	143
離 婚	74	82	61	42	45
借地・借家	78	56	47	47	73
不 動 産	85	83	87	84	48
相隣関係	237	192	263	242	258
金銭貸借	89	48	52	51	38
家庭生活	345	357	539	388	300
そ の 他	476	675	759	704	824
案 内	136	314	378	292	376
合 計	1,668	1,993	2,322	1,969	2,105

※内容の区分のうち、案内とは、相談内容により、岡山市の関係課を紹介したもの、または、岡山市以外の他の相談機関を案内したもの。

2 平成27年度区役所別相談件数

内容 \ 区	北区	中区	東区	南区
相 続	69	11	44	19
離 婚	25	7	5	8
借地・借家	28	40	0	5
不 動 産	24	9	1	14
相隣関係	81	40	62	75
金銭貸借	20	3	0	15
家庭生活	152	46	14	88
そ の 他	115	165	411	133
案 内	240	118	1	17
合 計	754	439	538	374

第6章 法律相談

概要：弁護士による無料法律相談

予約制で相談時間は1人30分

対象者：岡山市在住の方

実施日時：毎週水・木曜日午後1時から4時まで

※年末年始・祝祭日にあたる場合は日程が変更になります。

実施場所：さんかく岡山（岡山市男女共同参画社会推進センター）

岡山市北区表町三丁目14番1-201号（アークスクエア表町ビル2階）

予約方法：毎週ごとに水曜午前9時から当日・翌日分を先着順で電話で予約受付（1日当たり 12枠）

電話番号 086-803-1000

※多くの市民の方が利用できるよう、同一人からの相談は、相談内容の異同に関わらず2年に1回

○年度別法律相談件数の推移、及び、相談内容件数上位5位

順位 \ 年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
第1位	離婚問題 198	離婚問題 220	離婚問題 227	離婚問題 211	離婚問題 232
第2位	金銭貸借 179	金銭貸借 173	相 続 206	相 続 201	相 続 210
第3位	相 続 174	相 続 165	家庭生活 123	家庭生活 118	家庭生活 106
第4位	家庭生活 106	家庭生活 132	金銭貸借 114	金銭貸借 112	金銭貸借 74
第5位	借地借家 85	不動産 74	借地借家 72	不動産 79	不動産 69
その他	445	439	383	359	387
合計	1,187	1,203	1,125	1,080	1,078

第7章 参考資料

○岡山市広聴主任者設置規則

昭和63年11月19日

市規則第93号

改正 平成4年10月28日市規則第63号

平成8年3月29日市規則第47号

平成10年4月1日市規則第62号

平成11年6月4日市規則第133号

平成13年5月31日市規則第155号

平成18年6月8日市規則第169号

平成21年3月27日市規則第87号

平成27年3月24日市規則第63号

平成28年8月23日市規則第195号

岡山市公聴主任者設置規則(昭和43年市規則第46号)の全部を改正する。

(目的及び設置)

第1条 市民の要望，意見，苦情，相談等（以下「要望等」という。）に速やかに対応し，市民サービスの向上を図るとともに，市民のニーズを把握して本市の施策及び本市における業務改善に反映させるため，広聴主任者を置く。

(広聴主任者)

第2条 広聴主任者は，課(これに相当する組織を含む。以下同じ。)の長をもつて充てる。

(任務)

第3条 広聴主任者は，要望等に速やかに対応するため，所属職員を指揮して広聴任務に当たり，市民の市政に対する理解及び信頼の確保に努めなければならない。

2 広聴主任者は，広報広聴課から送付を受けた要望等について，対応処理し，その結果を広報広聴課長宛てに速やかに報告しなければならない。

3 広聴主任者は，広報広聴課から要請のあつた場合には直接又は課員を指名して要望等に対応するものとし，必要がある場合には現場視察に同行し，又は課員を指名し同行させなければならない。

4 局主管課及び市長事務部局以外の庶務担当課の広聴主任者は，広報広聴課から要請のあ

つた場合には局室内の広聴主任者の連絡調整を行わなければならない。

(処理の方法)

第4条 広聴主任者は、次に掲げるところにより要望等処理するものとする。

- (1) 文書による要望等については、原則として文書により回答すること。
- (2) 文書によらない要望等については、口頭その他適当と認められる方法により回答すること。

2 広聴主任者は、次に掲げる場合は、要望等への回答を行わないことができる。

- (1) 要望等の申出を行つた者（以下「申出人」という。）が回答を求めていると認められる場合
- (2) 申出人の連絡先が不明である場合
- (3) 要望等の内容の趣旨が不明で回答できないものである場合
- (4) 同じ申出人から同趣旨の要望等が複数回行われ、以後回答しない旨を伝えたにもかかわらず、同趣旨の要望等が行われた場合
- (5) 要望等の申出が明らかに市の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められる場合
- (6) 申出人が他の者と共同で要望等の申出を行つたと認められる場合において、当該他の者に要望等への回答をしたとき。

(会議)

第5条 広報広聴課長は、必要があると認める場合には広聴主任者会議を招集することができる。この場合において、広聴主任者会議は、議事に関係ある者のみをもつて開くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年市規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年市規則第47号)抄

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年市規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年市規則第133号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年市規則第155号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年市規則第169号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年市規則第87号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年市規則第63号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年市規則第195号)

この規則は、交付の日から施行する。

○岡山市パブリックコメント手続実施要綱

平成22年1月18日

市告示第41号

(目的)

第1条 この告示は、パブリックコメント手続の実施に関し、必要な事項を定めることにより、広く市民等の市政への積極的な参加の機会を確保し、多様な意見を反映させた政策形成を行うとともに、市政の運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策等を立案する過程において、当該政策等の趣旨、内容等を公表し、これらについて提出された市民等の意見及び情報(以下「意見等」という。)を考慮して、当該立案に係る意思決定を行うとともに、意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長又はその補助機関であって法令等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 市民等 本市の区域内に住所を有する者のほか、パブリックコメント手続の対象となる事案について、意見を提出する意思を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 法令等 法律、法律に基づく命令(告示を含む。)、岡山県の条例、岡山県の規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する管理規程を含む。以下同じ。)、市の条例及び市の規則をいう。

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の立案に係る意思決定を行うに当たっては、次条から第7条までに規定するところにより、パブリックコメント手続を実施するものとする。

- (1) 市行政の基本的な方針若しくは計画又は個別行政分野における基本的な方針若しくは計画
- (2) 次に掲げる条例又は法律若しくは次に掲げる条例に基づく規則
 - ア 市の基本的な制度を定めることを内容とするもの

イ 市民に義務を課し、又はその権利を制限するもの(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他の金銭の徴収に関するものを除く。)

(3) 法令等に基づく申請(行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものに限る。以下同じ。)により求められた許認可等(行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)をするかどうかをその法令等の定めに従って判断するために必要とされる基準

(4) 不利益処分(行政庁が法令等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。以下同じ。)をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令等の定めに従って判断するために必要とされる基準

ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令等において必要とされている手続としての処分

イ 許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

(5) 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導(実施機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。以下同じ。)をしようとする場合において、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

(1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なものであるとき。

(2) 実質的に裁量の余地がないと認められるとき。

(3) 法律又は法律に基づく命令の規定により、附属機関の議を経て定めることとされている政策等を定めようとするとき。

(4) 法令等により公聴会その他の意見聴取手続が定められているとき。

(5) 附属機関において、パブリックコメント手続に類する手続を経て策定した報告、答

申等に基づき政策等の立案に係る意思決定を行うとき。

(6) 他の実施機関において、パブリックコメント手続を実施して定めた政策等と実質的に同一の政策等を定めようとするとき。

(7) 前項第3号から第5号までに掲げる政策等のうち、法令等の規定により若しくは慣行として、又は実施機関の判断により公にされるもの以外のものを定めようとするとき。

(政策等の案の公表等)

第4条 実施機関は、政策等の立案に係る意思決定を行おうとするときは、あらかじめ、当該政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

(1) 当該政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 当該政策等の案の概要

(3) その他実施機関において市民等が当該政策等の案を理解するために必要と認める事項

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、公表しようとする政策等の案及び同条第2項各号に掲げる資料(以下「案及び資料」という。)を、行政資料室及び各区役所(北区役所を除く。)に備え付け、かつ、市ホームページに掲載することにより行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定によるほか、必要に応じて、広報紙への掲載その他の方法により、市民等への周知を図るよう努めるものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、政策等の案及び資料を公表するときに意見等の提出期限及び提出方法を明示するものとする。

2 実施機関は、前項に規定する提出期限を定めるに当たっては、市民等が政策等の案及び資料についての意見等を提出するために必要な時間等を勘案し、公表の日から起算して30日間程度の期間を確保するよう努めるものとする。

3 第1項に規定する提出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 実施機関が指定する場所への持参

(2) 郵便

(3) 電子メール

(4) ファクシミリ

(5) その他実施機関が適当と認める方法

- 4 実施機関は、意見等を提出しようとするものの氏名又は名称及び住所の記載を求めるものとする。

(意見等の考慮及び公表)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の立案に係る意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により政策等の立案に係る意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を速やかに公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)第5条各号に規定する非開示情報に該当するものについては、その全部又は一部を公表しないものとする。

(1) 提出された意見等(提出がなかった場合はその旨)又はそれらを要約・整理したもの

(2) 提出された意見等に対する市の考え方

(3) 政策等の案を修正したときにあつては当該修正の内容

- 3 第5条の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(その他)

第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に立案の過程にある政策等で、パブリックコメント手続に類する手続を経たものについては、この告示の規定は、適用しない。

○広聴機構の沿革

昭和34年12月28日	総務部市民課市民相談係
昭和38年8月5日	総務部秘書課広聴係
昭和40年9月15日	秘書課広聴係
昭和41年5月1日	市長公室秘書課広聴係
昭和42年7月15日	市民室市民相談課
昭和44年7月15日	市長公室市民相談課
昭和60年4月1日	市長公室自治振興課
平成4年4月1日	市長公室広報広聴課広聴係
平成9年4月1日	市長公室秘書広報課広聴係
平成13年4月1日	市民局市民協働部協働のまちづくり課市民の声室
平成18年4月1日	市民局市民みんなの相談室
平成21年4月1日	安全・安心ネットワーク推進室
平成27年4月1日	市長公室広報広聴課

※平成21年4月1日 政令市移行に伴い、各区役所総務・地域振興課に区民相談窓口を設置。

市民の声（平成27年度広聴年報）

平成28年12月

発行 岡山市市長公室広報広聴課

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号

電話 (086) 803-1025

FAX (086) 803-1731

e-mail shisei@city.okayama.jp